

# 弟子屈版総合戦略の概要を決定

## 第3回てしかが創生委員会

第3回てしかが創生委員会が9月30日、摩周観光文化センターで開催されました。

同委員会は、町が今年度中の策定を目指す弟子屈版総合戦略「てしかがまち・ひと・しごと創生戦略」にかかる町長の諮問機関で、8月に設立。町民の皆さんや外部有識者の方など、20人で構成されています。



まちが目指すべき姿について活発に議論

今回はこれまでの議論を踏まえ、弟子屈版総合戦略の素案について説明し、次のとおり概要などを決定しました。

### ▼目指すべき将来像

水と森と人が輝き、活力あふれる自立したまち―誰もが自慢し、誰もが誇れる、町民が家族のようなまち

### ▼戦略の柱

- 地域資源を生かした地域活性化の推進
- 人材育成の推進
- 総合的な定住対策の推進

### ▼重点施策

- 基幹産業の農業・観光を軸とし、地域資源を活用した新産業・雇用の創出
- 産業や地域コミュニティの担い手となる人材の育成
- 子育て支援・交流人口の拡大
- 定住の促進

創生委員会は、次回が最終回となります。弟子屈版総合戦略の最終案について話し合い、11月中に戦略を策定。12月の町議会定例会で報告します。

創生委員会は公開制で行われていきますので、皆さんも聴きに来ませんか。

▼第4回てしかが創生委員会  
● 日時／11月13日(金) 10時30分  
● 場所／町公民館

□ 問い合わせ先／役場まちづくり政策課 政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)まで。

# 今年も『おとくDEしょう品券』を販売します！

弟子屈町商工会では、5,000円で1,000円お得な6,000円分の商品券「おとくDEしょう品券」(500円券×12枚つり)を販売します。多くの皆様のご利用をお待ちしています。

今年も「お楽しみ抽選会」を行います。利用済みのしょう品券綴り表紙に「住所」「氏名」「電話番号」をご記入の上、参加店か商工会にご持参ください。

### ▶販売日時・場所

● 弟子屈地区(弟子屈町商工会事務所) 11月8日(日) 10時～17時／11月9日(月)～ 9時～19時

● 川湯地区(弟子屈消防署川湯支署) 11月8日(日)～ 10時～15時

※ 完売した時点で終了となります。

▶ 使用期間／11月8日(日)～平成28年2月29日(月)

▶ 使用できるお店など／弟子屈町商工会員・摩周湖スタンプ会加盟店のうち登録店

### ▶販売方法

● 先着順で、1人20,000円分(4組)までとさせていただきます。

● 購入時にお名前を記入していただきます。

● 販売窓口いらした方にのみ販売します。(どなたかに頼まれたなどの分は販売しません)

ただし、次に該当する方のみ、代理購入ができます。(証明できる手帳などをお持ちください)

※ 要介護状態区分が要介護3、要介護4、要介護5の方。

※ 障がいの等級が1級、2級の方。(心臓・腎臓のみに障がいがある方を除きます)

※ 療育手帳で障がいの程度が「A」判定の方。

※ 精神障がい者保健福祉手帳で障がい等級が1級の方。

▶ 使用方法／商品券を使ってお買い物をする際は、商品券を切り離さず1冊のままお持ちになり、その場で切り取ってご使用ください。



## 70歳以上の方に先行販売を行います(先着順)

▶ 先行販売日時・場所／11月6日(金) 9時～17時・弟子屈町商工会事務所

※ 予定数量に達した時点で終了となります。

▶ 購入方法／ご本人が、運転免許証または保険証をお持ちの上、商工会にいらしてください。

※ 代理購入ができる方は上記のとおりです。証明できる手帳などをお持ちください。

▶ 使用期間／11月8日(日)～平成28年2月29日(月)

問い合わせ先／弟子屈町商工会 ☎ 4 8 2 - 2 2 5 9

# 福祉用具の展示会を開催

「身近に福祉用具を広める会」では、福祉用具の展示会を行います。

▶ 期日／12月1日(火)～12月7日(月)

▶ 場所／町公民館1階

※ 用具などの説明を希望される方は、12月5日(土)・12月6日(日)にお越しください。

## はじめまして「身近に福祉用具を広める会」です

身近に福祉用具を広める会(水本達也会長)は、福祉用具を身近に活用してもらうことを目的としたボランティア団体です。会員は、作業療法士や社会福祉士、介護支援専門員など16人。ベッドから車椅子に楽に移ることができる道具など、会が所有する200品目以上の福祉用具の紹介を行っています。

詳しくは、ホームページ(<http://www13.plala.or.jp/tatuyamizumoto/>)をご覧ください。



問い合わせ先／身近に福祉用具を広める会(水本) ☎ 0 9 0 - 7 6 5 3 - 6 2 4 8

# エコのすすめ

小さなことからコツコツと！環境に配慮した行動の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

## 「エコ」って…？

元々は「エコロジー」からきている和製英語です。エコロジーには生態学という意味があり、そこから「生態・環境に配慮した行動・活動」を行う際に使われるようになりました。



## 使用済み小型家電を無料で回収しています

家電には、レアメタルなどの貴重な金属が多く使用されています。しかし、その多くは、ごみとして捨てられたり、ご家庭で使われずに眠ったりしているのが現状です。ごみの減量や資源の再生利用促進のため、昨年11月から使用済み小型家電のボックス回収と美留和处理場での受け入れを行っています。ぜひ、ご利用ください。

### 使用済み小型家電の出し方

#### ①回収ボックスへ入れる

▶ 投入口(30cm×30cm)に入るものが対象です。

(ドライヤー・電気ポット・時計・ビデオカメラなど)

※ 掃除機やホットプレートなど、大きくて回収ボックスに入らないものは、美留和处理場へ搬入してください。

▶ 回収ボックス設置場所／役場・川湯支所・弟子屈郵便局・川湯郵便局・屈斜路郵便局

#### ②美留和处理場へ搬入

▶ 大きさを問いません。

※ ごみ収集車での回収は行っていません。

#### Q どんなものが対象になるの？

A 電池・電気・バッテリーで作動するものが対象になります。(炊飯器・電子レンジなど)

#### Q 対象にならないものは？

A 家電リサイクル法対象品、パソコンモニターのみは対象になりません。付属品や家電が入っていた箱なども対象外です。(家電リサイクル法対象商品／テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)